【自律改革】令和元年9月末時点の取組状況(中間報告)

No	区分	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	検討・分析の進め方	取組の内容及び成果 今後の方向性	取組状況
1	継続	自律改革体制の整備	局内における自律改革を推進する体制 が不十分	女調頭でレにDTたったトは、ハバーに英手融呂た窓田L アウオ	各PTの検討・分析の進め方や取組の内容について、局改革推進本部において議論を深めることにより、確実に局の自立改革を推進した。 引き続き、局改革推進本部において、局内における自立改革を推進していく。	実施中
2	継続	分かり易さを重視したホームページの 再構築	ライン(平成29年12月)」に準拠するためのホームページ改修に合わせ、全体	局ホームページに係るページ構成の改善や内容の充実等を図る。 改善等にあたっては、アクセス数の分析結果を踏まえた改善を行うなど、利用者ニーズの観点にて実施する。	本年1月からのアクセス数を分析し、アクセス数が大きく増加したページの閲覧利便性を向上させた。併せて、ページ不備等の改善を行った。 引き続き、アクセス数分析を継続的に実施しながら、利用者ニーズの把握及び利便性向上に取り組む。	実施中
3	継続	一層の業務効率化に向けたシステムの 機能強化	ー層の業務効率化を図るため、現行の ソフトウェアのバージョンアップととも に、システムの機能強化やマニュアル 整備等に取り組む。	議論、情報共有を行うほか、改修委託業者と連携してシステム改	調整3システムの元号改正対応のほか、全システムについてセキュリティ強化、一部帳票電子化、不具合修正、機能改善を行う。本年7月に委託業者と契約締結し、9月までに基本設計、詳細設計を終えた。今後は、令和2年1月から2月の本番稼働開始に向けて検証作業等を行う。	実施中
4	継続	組織的な情報の共有と活用の徹底	もに、情報が局内で適切に共有される	共有フォルダの階層・DBのレイアウトの改善等について、PDCA サイクルに基づき、ブラッシュアップする。 1 テレワーク推進に向けた職員の意識醸成 2 局独自のテレワーク実施事例集の作成・局内展開	1 テレワーク推進に向けた職員の意識醸成 テレワーク未実施の職員を中心にテレワークの実施を促進した ことに加え、局独自の実施手続のマニュアル案を作成し、テレワーク推進に向けた職員の意識醸成を行った。今後は、実施手続のマニュアルを局内に展開の上、2度目以降のテレワークや日常的なテレワークの実施を促進し、さらなるテレワーク推進に向けた職員の意識醸成を行う。 2 局独自のテレワーク実施事例集の作成・局内展開 実施事例集の作成に向けて、職員からテレワークの実施内容を 集約した。今後、集約した実施内容を検証の上、テレワーク実施 事例集を作成し、専門的な職務内容である当局の実情に応じたテレワークの実施モデルを構築、局内への展開を行う。 加えて、テレワークが可能な業務の範囲についても併せて検証していく。 3 テレワークの実施に伴うより有効な電子ファイルの活用の要否自宅等でテレワークを実施する上で、現状の局・課の共有フォルダー等が十分整理され手軽に利用出来るか否かにつき、併せ検証し、必要に応じて改善する。	実施中
5	継続	労働委員会の認知度向上	認知度が向上するよう、紹介動画等の	「誰が利用できるのか」、「何が解決できるのか」に情報を絞った 広報物の作成及び能動的な情報発信の方法を検討 東京都労働委員会の認知度の現状や労働委員会に関する情報 収集で使われるツール等を調査し効果的なPR方法を検討	簡易版パンフレットの作成に向けて内容を検討中。 また、今後は、平成30年に作成した事例集のtwitterでの発信、労働組合、使用者団体等への訪問PRにより情報発信の強化に取り組むとともに、街頭労働相談(秋)等での都労委認知度調査を行う。	実施中
6	継続	施設のサービス品質の向上に向けた 取組	ポスター等掲示物やチラシ等については、窓口改善員が随時見直しや点検を行っている。 案内表示については、来庁者等からの意見があった場合、対応することとする。	自局が所管する施設(都庁舎)において、サービス改善に向けた 点検を効率的に実施するため、窓口改善員の取組の中で、引き 続き検討していく。	庁内ポスター等掲示物やチラシ等に関しては、期限切れのものを取り除き、分類・整理整頓するなどの見直しを行った。 今後は、窓口改善員を中心に、37階執務室及び38階審問室フロアの状況を随時チェックする。	実施中